

なると環境プラン2025
-鳴門市環境基本計画-
(概要版)
素案

1. 環境基本計画と改定の経緯

環境基本計画とは

- 環境基本計画とは、「環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進をはかるための基本的な計画」です。
- 本市の環境の現状と課題や市民等の声を踏まえた上で、鳴門市環境基本条例の基本理念に基づき、**より良い環境の実現をはかるための基本的な考え方**や**目指すべき望ましい環境像**、**具体的な取組施策**、**達成目標を設定し、着実な環境づくりを進めていくための指針となる計画**です。

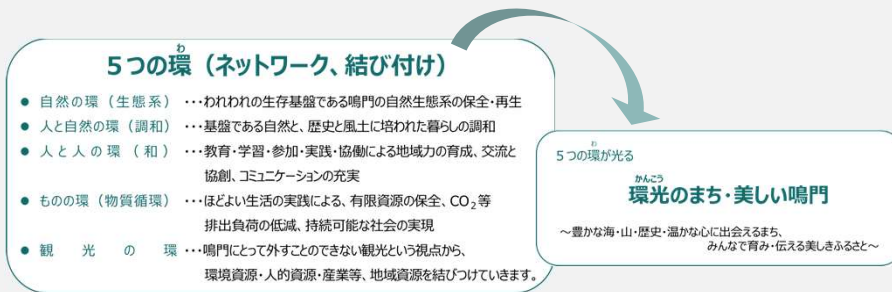
計画期間

- 本計画は、50年先の将来世代を視野にいれた**実現すべき望ましい環境像を設定するべく、2004年度～2053年度の50年間を計画期間**としています。
- 改定後の取組施策は、2025年度から8年間を**推進期間**とし、2032年度を**目標年次**とします。



鳴門市の望ましい環境像

- 望ましい環境像を掲げるうえでの基本的な理念として、「**5つの環(わ)**」を掲げています。「5つの環」の考え方に基づき、望ましい環境像を「**環光のまち・美しい鳴門**」としています。



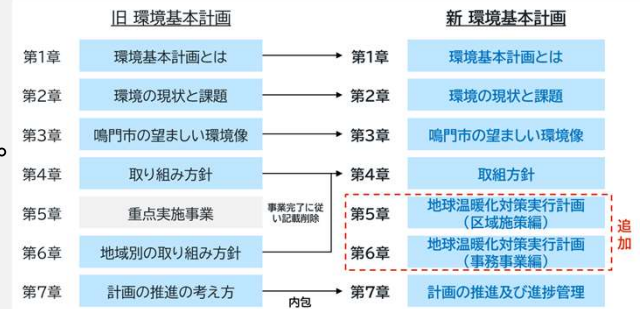
改定の経緯

- 2004年度から計画に基づき、**環境に関する拠点となる環境学習館の整備、公共施設への太陽光発電設備の設置、市民との協働による水域環境改善・浄化対策事業**など、さまざまな取組を実施してきました。
- 計画策定から約20年が経過し、**環境を取り巻く社会情勢の変化や新たな環境問題への対応が求められており、2024年度に「なると環境プラン2004－鳴門市環境基本計画－」を改定**することとしました。

主な改定内容

ポイント1 地球温暖化対策実行計画の内包

- 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を新たに策定し、改定した同計画（事務事業編）と併せて環境基本計画に含める構成としました。**



ポイント2 現状に合わせた課題や方針の更新

- 国、県の動きや鳴門市の他の計画を踏まえ、鳴門市が望ましい環境像を実現する上で重要な要素を計画に反映し、**基本方針や取組施策を更新**しました。



個別目標12 取組方針4
再生可能エネルギーを起点とした経済活動の創出

環境基本計画の施策体系

「望ましい環境像」の考え方にもとづき、3つの【基本方針】をたて、50年後の「望ましい環境像」実現にむけた取組を推進していきます。



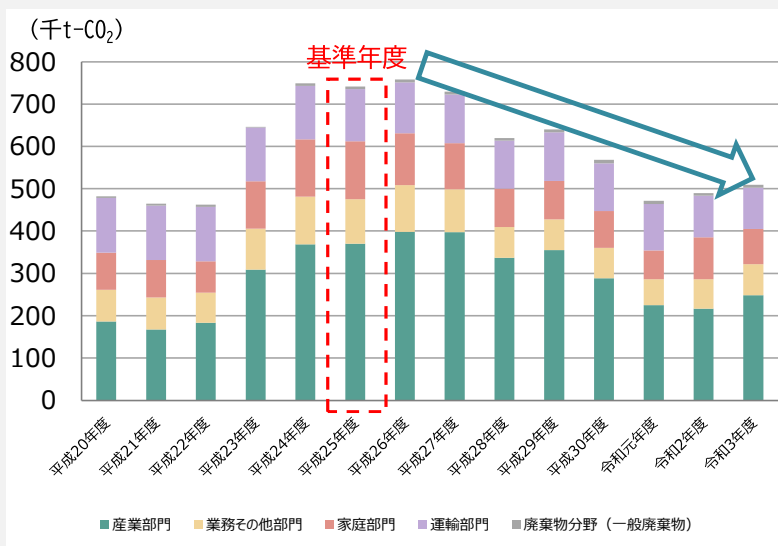
2. 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定

区域施策編とは

- 区域施策編とは、地球温暖化対策推進法に基づき市内全域の温室効果ガス排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を定めるものです。
- 本計画は、国の目標年度に合わせ、2030年度までを計画期間とします。また、温室効果ガス排出削減について、基準年度を2013年度、目標年度を2030年度とします。

温室効果ガス排出量の現状

- 本市における温室効果ガス排出量は、年度によって増減は見られるものの2013年度までは全体として増加傾向にありましたが、それ以降は減少傾向にあります。



- 今後、温室効果ガス排出に追加的な対策をしなかった場合、本市の温室効果ガス排出量は2030年度にかけて微増し、その後ほぼ横ばいに推移する見込みです。

脱炭素社会実現に向けた将来ビジョン

- 持続可能な社会の実現には、豊富な自然資源の有効活用、市全体の環境意識の向上が不可欠です。また、人口減少などの社会的な傾向も踏まえ、環境への取組にとどまらない地域の魅力向上、また相次ぐ自然災害に伴い関心の高まる災害対策と脱炭素の両立と、フェーズフリーな社会の実現にもよりいっそう取り組んでいくことが求められます。さらに、地域の持つ魅力を生かした、老若男女問わず幅広い方のウェルビーイングの実現も重要な観点です。
- こうした状況を鑑みて、望ましい環境像である「環光のまち・美しい鳴門」を上位概念とし、かつ本市の総合計画の方向性も踏まえた本市の将来ビジョンを次の通り掲げます。

“環境と経済の好循環が渦巻くなら”

● 環境保全と資源の活用

鳴門の自然資源の最大限の活用

- 太陽光や風の資源活用
- 木質バイオマスの資源活用
- 森林によるCO₂吸収

海洋性特性の保全と活用

- ブルーカーボンの導入
- 船舶燃料の電化や水素利用

建築物のZEB・ZEH化

市民の環境との接点

- 再エネ施設等を活用した環境教育
- 行動変容、普及啓発から率先的な環境配慮行動へ
- 脱炭素化ライフスタイルの推進を通じたウェルビーイングな社会の実現

● 脱炭素化と共に地域経済も成長

地域資源由来

- 再エネの最大限の活用
- フェーズフリー* (レジリエンス対応等) な社会の実現

雇用の創出

クリーンテクノロジーの普及

- 化学産業施設等におけるエネルギー高効率運用、省エネ、低炭素技術の採用による脱炭素化

次世代モビリティの活用

- 次世代モビリティの観光交通等への活用

● 率先的な環境配慮行動

*フェーズフリー：災害と日常生活という局面の垣根を取り払い、どちらの局面でも対応できる環境を整えるという考え方

*ウェルビーイング：個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念

温室効果ガス排出量の目標

- 本計画では2050年ゼロカーボンの達成に向け、次の温室効果ガス排出量の削減目標を掲げます。

2030年度：2013年度比46%削減
(温室効果ガス排出量 400千t-CO2)

- また、上記目標を達成するため、再生可能エネルギーの導入目標を次のとおり設定します。

2030年度までに、発電量78,116 MWh/年
(新規導入量1,790MWh相当)

<新規導入量のイメージ>

- 新規導入量をすべて住宅用太陽光発電で賄う場合
1.49MWの太陽光発電設備(=一般家庭 約298世帯分)の導入が必要。
- 新規導入すべてを土地系太陽光発電で賄う場合
1.35MW相当の太陽光発電(=11,475m²、うずしおふれあい公園の面積の約1/2に相当)の導入が必要。

区域施策編の施策体系

- 本市が掲げる将来像を実現するための施策体系として5つの基本方針を設け、対策・施策を推進します。また、各基本方針には関連するSDGs(持続可能な開発目標)を紐づけています。
- また目標達成に向け、以下の3点を重点施策に設定しています。

目指す将来像	基本方針	取組
環境と経済の好循環が渦巻く未来	基本方針1 省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー行動の促進 家庭や事業所の省エネルギー化 公共施設の省エネルギー化の推進
	基本方針2 再生可能エネルギーの普及・促進	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの地産地消 再生可能エネルギーの積極的な活用
	基本方針3 脱炭素なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の脱炭素化 環境に配慮した移動手段の活用 自然環境の保全活動の推進
	基本方針4 循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化の推進 再使用・再資源化の推進 食材等の地産地消
	基本方針5 環境意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習の推進・啓発活動 脱炭素の情報発信 多様な主体との連携

(1) 住宅向け太陽光発電システムの導入促進

本市の豊富な太陽光発電のポテンシャルを活かし、住宅向け太陽光パネル、関連機器の購入や設置による金銭的な負担を補助金により軽減すること等を通じて、より多くの市民の方々が太陽光発電システムを導入することを推進します。

(2) 企業の脱炭素化の推進

- 脱炭素化に関する国や県の補助金メニューの紹介
- 脱炭素化を進めるための企業間のマッチング支援
 - 金融機関との連携
 - 再エネ調達に関する連携
 - 熱利用の脱炭素化

(3) 脱炭素ライフスタイルの推進

- 公共施設等の脱炭素化の推進
- 脱炭素化を進めるための普及啓発
 - セミナー・ワークショップ等のイベントによる普及啓発の継続
 - 広報紙等を活用した普及啓発

3. 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改定

事務事業編とは

- 事務事業編とは、行政機関の事務事業から排出される温室効果ガスの総排出量の削減目標や、削減のために講ずる施策等について定めた計画です。市のすべての組織や施設を対象としています。
- 国の削減目標との整合を図るとともに、区域施策編と合わせて官民一体となって温室効果ガスの削減を推進するため、計画期間を前倒して第5次実行計画を改定します。
- 改定後の計画期間は、国目標や区域施策編と合わせて2030年度までとしています。

温室効果ガス排出量の現状

- 第5次実行計画の進捗状況

■目標：5年間（2021～25年度）で平均11.0%削減（2019年度比）

■実績：3年間（2021～23年度）で平均15.8%削減（2019年度比）

- 直近の2023年度実績で2013年度比▲25.6%となっており、特に電気使用に伴う排出量が▲44.2%と大幅に減少しています。

項目別	温室効果ガスの種類	2013年度 (t-CO ₂)	2023年度 (t-CO ₂)	増減率
電気使用	CO ₂	14,671	8,180	▲44.2%
燃料使用 (ガソリン・灯油・軽油等)	CO ₂	2,724	2,817	+3.4%
公用車の走行 (ガソリン・軽油)	CH ₄ , N ₂ O	6.7	6.9	+2.8%
焼却 一般廃棄物 (廃プラスチック・合成繊維)	CO ₂	5,433	5,880	+8.2%
	一般廃棄物(全量)	CH ₄ , N ₂ O	166	172
その他	CH ₄ , N ₂ O, HFC	241	241	0%
合計	-	23,243	17,298	▲25.6%

これまでの取組

- 公共施設への太陽光発電設備の導入
- 新庁舎のZEB Ready認証取得
- ポータレーズ事業での再エネ由来電力の調達
- 夏季・冬季における省資源・省エネルギー対策の実施 など

温室効果ガス排出量の目標

- 事務事業編における温室効果ガス排出量の削減目標は、国における「地球温暖化対策計画」の削減目標を踏まえ、次のとおりとします。

2030年度：2013年度比50%以上削減
(温室効果ガス排出量 11,621千t-CO₂)

取組の基本方針

- エネルギー使用量と温室効果ガス排出量の両方の削減
- 一人ひとりの日常の行動変容を促す全庁的な取組の推進
- 市民等の意識醸成に向けた市の率先した取組の推進

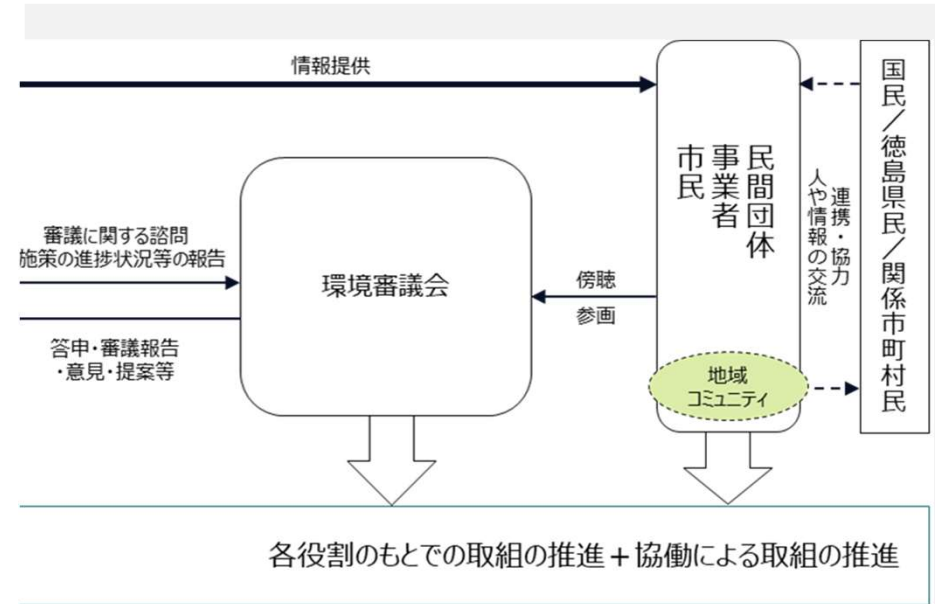
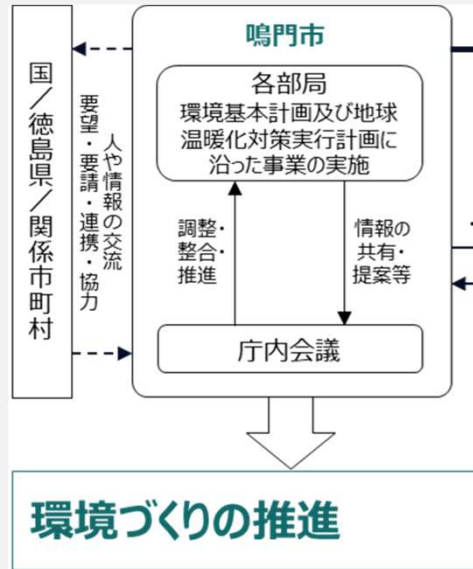
主な取組内容

分野	主な取組の内容
電気の使用量削減	<ul style="list-style-type: none"> 排出係数の低い電気の調達 設置可能な市有施設の約50%以上に太陽光発電を設置 原則、すべての照明を高効率照明（LED等）へ更新 デマンド制御の活用、高効率機器への更新 など
燃料の使用量削減	<ul style="list-style-type: none"> 公用車の適正点検整備やエコドライブの推進 新規導入時は、原則電気自動車（HV車含む）を導入 給湯器・ボイラー等の適正管理 など
環境に配慮した建築物の整備	<ul style="list-style-type: none"> 新築・建替・大規模改修時のZEB適合 など
一般廃棄物の排出量抑制	<ul style="list-style-type: none"> 焼却ごみの減量化、生ごみの減量化、古紙リサイクル等の促進 など
水・紙・廃棄物の削減等	<ul style="list-style-type: none"> 会議のオンライン化等による紙の使用量の削減 分別の徹底、マイボトル持参等による廃棄物の削減 など

4. 計画の推進及び進捗管理

環境基本計画の推進体制

- 計画の推進にあたっては、市、市民、事業者及び民間団体それぞれが、それぞれの役割を認識し、協働（パートナーシップ）による取組の推進をはかっているため、図のような体制づくりを進めます。取組の実行をはかる市、市民、事業者、民間団体等の各主体が、それぞれ自立し、対等な立場のもとでパートナーシップ（協働）による取組を推進していくことによって、本計画の実効性を高めるとともに、持続的・効果的な推進をはかります。



地球温暖化対策実行計画の推進体制

区域施策編

- 「脱炭素社会の実現」に向け、地球温暖化対策を着実に推進するためには、市民、事業者、行政が目標を共有し、連携・協働していくことが重要です。事業者や学識経験者等で構成される「鳴門市再エネ導入戦略検討協議会」に対策の実施状況、成果、課題などについて報告や意見聴取を行い、地球温暖化対策に係る最新の情報を共有しながら進捗管理を行います。

事務事業編

- 庁内組織である「鳴門市地球温暖化対策委員会」において、計画の進捗状況について点検、評価し、その後の取組方針について、委員会の下部組織である「鳴門市地球温暖化対策委員会推進会議」に指示を行い、推進会議において具体的な取組を検討します。また、各所属における取組の推進・点検等、率先行動の責任者として「エコ推進員」を配置します。

計画の進捗管理

- 取組を“持続可能”とし、計画の実効性を高めるため、また計画を円滑かつ効果的に進めるため、計画を進行管理する仕組みが必要です。本計画に基づく施策の進捗状況や、目標の達成状況を定期的に把握・評価し、施策や目標、更には必要に応じて計画内容の見直しを行いながらPDCAサイクルを回すことによって、継続的に取組が推進される仕組みづくりを行います。



【参考】地球温暖化対策の取組や適応策の紹介

市民の取組例

省エネ

- 環境省が推奨するゼロカーボンアクション30等の環境配慮行動の実践
- 住宅のZEH化

再エネ

- 住宅等への太陽光発電設備や蓄電池の設置
- 再エネ由来の電力の購入

自動車の脱炭素化

- 走行時にCO₂等を排出しないZEVの活用
- エコドライブの方法の習得と実践
- 渋滞抑制のための極力混雑時を避けた運転

環境に配慮した移動手段の活用

- スマートムーブの取組として徒歩または自転車での移動
- 公共交通機関の利用

緑化活動の推進

- 緑の保全及び創生への意識を高め、地域の良好な環境をつくる活動への協力
- 所有地内の身近な緑の育成

ごみの減量化の推進

- マイバッグやマイボトルを利用し、ごみの発生を抑制
- 食べ残しを減らす工夫をし、食品ロスを抑制

再使用・再資源化の推進

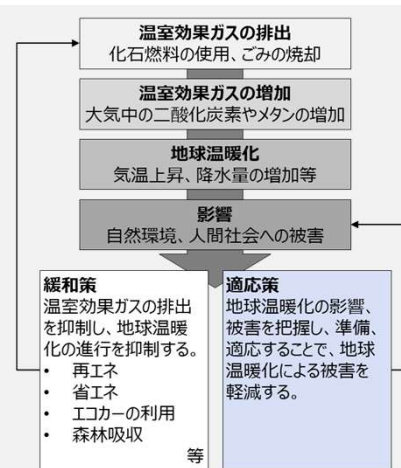
- 不要となった物はすぐに捨てずに、可能な限りリユースを検討
- リサイクル可能な商品の使用

環境学習の推進・啓発活動

- 環境に関するイベントや講座への参加
- 自らの活動や知識を通じた学校教育などの環境学習への協力

適応策とは

- 地球温暖化対策には、進行抑制を目指す「緩和策」と、気候変動に適応して被害を軽減する「適応策」の2種類があります。適応策は地球温暖化による影響（熱中症、大雨による災害など）に対して準備・適応し、被害を軽減することを目的としています。



熱中症対策

- 十分な水分補給、適切な塩分の摂取、涼しい服装の着用、日中の暑い時間帯の外出を避けてください。
- エアコンや扇風機を活用し、自宅や職場の温度管理にも注意しましょう。



災害対策

- 非常食や水、薬、防災グッズ（懐中電灯、ラジオ、救急セットなど）を備蓄し、備えましょう。
- 避難場所をあらかじめ確認しましょう。



感染症対策

- 蚊の発生を抑えるために水がたまる場所をなくすこと、虫よけスプレーや防蚊ネットを使用すること、長袖や長ズボンを着用して肌の露出を減らすことが挙げられます。

